

収入保険制度の実施

【令和6年度予算概算要求額 39,913 (30,643) 百万円】

<対策のポイント>

品目の枠にとらわれず、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する収入保険制度を実施します。

<事業目標>

- 農業保険（農業共済・収入保険）の加入率の向上
- 保険金及び特約補填金の支払を1ヶ月以内に実施した割合（目標：100%）

<事業の内容>

1. 農業経営収入保険料・特約補填金の国庫負担

36,959 (27,838) 百万円

- ① 農業経営収入保険料国庫負担金
保険方式について、農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担します。
- ② 農業経営収入保険特約補填金造成費交付金
積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が負担します。

2. 農業経営収入保険に係る事務費及び加入支援

2,955 (2,805) 百万円

- ① 農業経営収入保険事業事務費負担金
収入保険制度の実施主体である全国農業共済組合連合会（全国連合会）に対し、収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費（人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等）の1/2以内を国が負担します。
- ② 収入保険加入支援事業
全国連合会の業務委託先のほか、JA、農業会議、法人協会などの関係機関が普及体制（都道府県協議会）を構築して取り組む、収入保険の普及活動及びオンライン手続等加入申請のサポート活動を支援します。

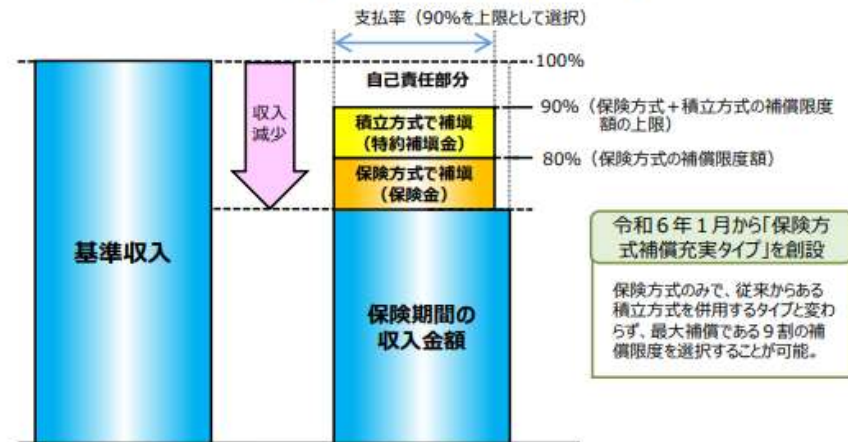
<事業イメージ>

【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。

具体的には、

- ① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、
- ② 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとしない積立方式（特約補填金）」の組合せで補填します。



過去5年間の平均収入（5中5）を基本
規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定
(注) 5年以上の青色申告実績がある者の場合

【お問い合わせ先】 経営局保険課(03-6744-7147)

<事業の流れ>



農業共済の実施

制度の目的

農業保険法（昭和22年制定）に基づき、農業者の経営安定を図るため、自然災害等による収穫量の減少等の損失を補填する

制度の仕組み

被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補填しており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払う

共済事業

共済事業	対象品目等	農業保険の加入率 (3年産(度))
農作物共済	水稲、陸稲、麦	水稲：83% 麦：96%
家畜共済	牛、馬、豚	乳用牛：92% 肉用牛：92%
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル	収穫：23%
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭	67%
園芸施設共済	園芸施設(附帯施設、施設内農作物を含む)	70%

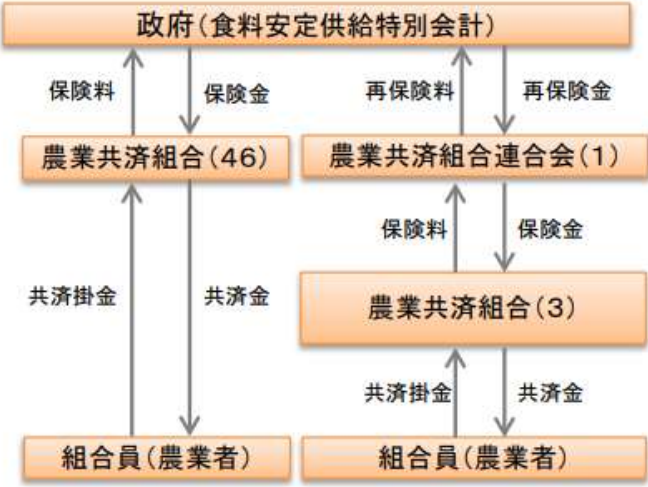
注1 家畜共済には、死亡廃用共済(家畜の資産価値を補填)と疾病傷害共済(家畜の診療費を補填)がある。
 注2 果樹共済には、収穫共済(果実の収穫量の減少等を補填)と樹体共済(樹体の損傷等を補填)がある。
 注3 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号及び甘平をいう。
 注4 以上のほか、任意共済を実施(建物、農機具、保管中農産物が対象。ただし、掛金の国庫負担はなし)
 注5 加入率は、作物は面積ベース、家畜・園芸施設は戸数ベースで算出。

対象事故

【農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済】
 風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因(地震、噴火を含む。)による災害、火災、病虫害、鳥獣害等

【家畜共済】
 家畜の死亡、廃用、疾病、傷害

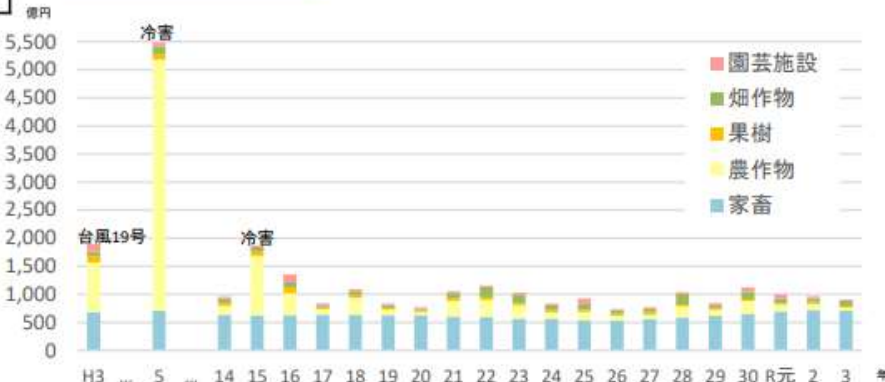
事業運営体制



国の補助

- 農業者が支払う共済掛金の一定割合(原則50%)を国が負担(農業者の実質掛金負担は平均1.3%)
- 農業共済団体の事務に係る費用の一部を国が負担

共済金支払状況



8-12 主な支援措置

経営所得安定対策

【令和6年度予算概算要求額（所要額） 269,883（258,415）百万円】

<対策のポイント>

諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する**畑作物の直接支払交付金**及び農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する**米・畑作物の収入減少影響緩和交付金**を担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に対して直接交付します（いずれも規模要件はありません。）。

<政策目標>

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

<事業の内容>

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額）211,149（198,433）百万円

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額）51,487（52,765）百万円

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしよの令和5年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から補填します。

3. 経営所得安定対策等推進事業等

7,248（7,217）百万円

農業再生協議会が行う水田収益力強化ビジョン等の作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

【交付単価】（令和5年産～7年産まで適用）数量払の交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物	平均交付単価		対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け		課税事業者向け	免税事業者向け
小麦	5,930円/60kg	6,340円/60kg	てん菜	5,070円/1t	5,290円/1t
二条大麦	5,810円/50kg	6,160円/50kg	でん粉原料用 ばれいしよ	14,280円/1t	15,180円/1t
六条大麦	4,850円/50kg	5,150円/50kg	そば	16,720円/45kg	17,550円/45kg
はだか麦	8,630円/60kg	9,160円/60kg	なたね	7,710円/60kg	8,130円/60kg
大豆	9,430円/60kg	9,840円/60kg			

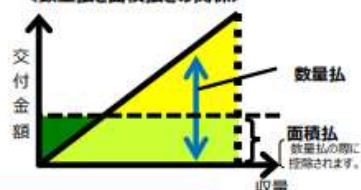
【面積払】 当年産の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付

2万円/10a（そばについては、1.3万円/10a）

<交付単価のイメージ>



<数量払と面積払との関係>



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

〔都道府県等地域単位で算定〕





〔農業者ごとに算定〕



【お問い合わせ先】 農産局穀物課経営安定対策室（03-3502-5601）

参考1 麦の種類・用途

- 我が国では、小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦の4麦を生産している。
- 食用麦については、小麦、大麦で8～9割、はだか麦で約4割を輸入に依存している。

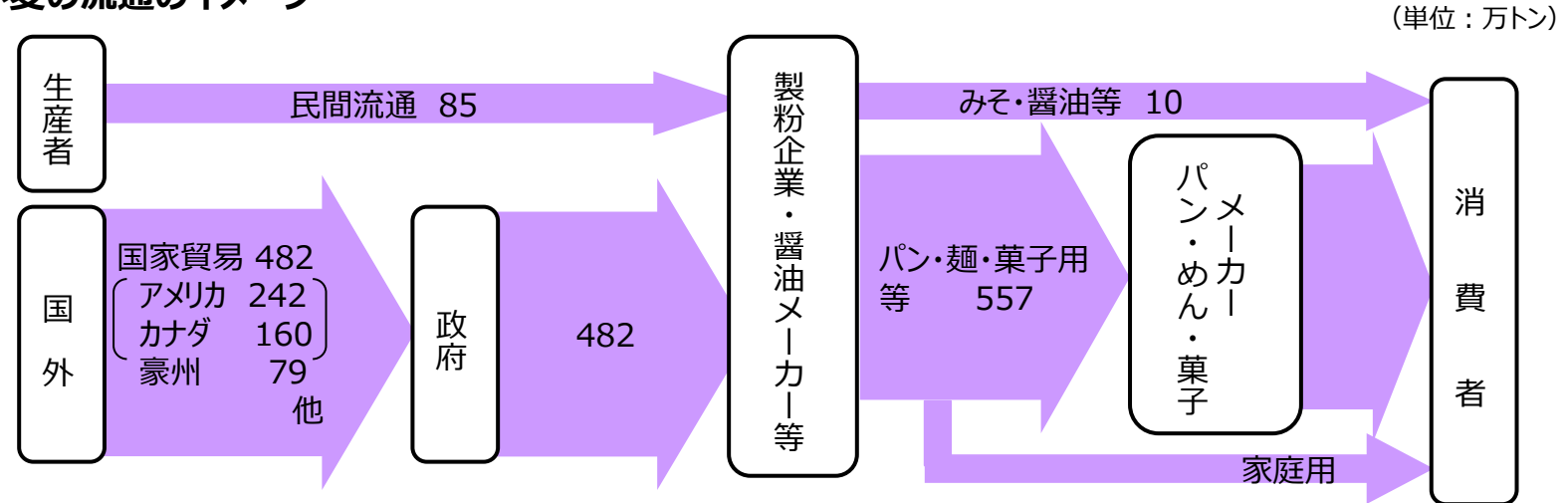
麦種	用途	国内生産量 (R4年産)	輸入量 (R3年度)
<p>小麦</p> <ul style="list-style-type: none"> 小麦のたんぱく質はグルテンと呼ばれ、粘り・弾力があるためパンや麺に適している。 用途により求められるたんぱく含有量が異なる。  <p>小麦は3つの実（3小花）が交互になる</p>	<p>うどん パン 中華麺 菓子</p>	<p>99.4万トン 北海道(62%) 福岡県(8%) 佐賀県(6%)</p>	<p>455.2万トン</p>
<p>大麦</p> <p>二条大麦 6列のうちの2列に実がなる。 大粒大麦とも呼ばれる。</p>  <p>【上から穂を見た図】 2列だけ実がなる 実がならない</p> <p>六条大麦 6列（条）のすべてに実がなる。 小粒大麦とも呼ばれる。</p>  <p>【上から穂を見た図】 6列すべてに実がなる</p>	<p>ビール 焼酎</p>	<p>15.1万トン 佐賀県 (31%) 栃木県 (21%) 福岡県 (16%)</p>	<p>10.4万トン ※ビール用の麦芽輸入量は含まない</p>
<p>はだか麦</p> <ul style="list-style-type: none"> グルテンを含まない。  <p>二条大麦、六条大麦と外見はほぼ同じ。 現在生産されているはだか麦は六条の品種が多い。</p>	<p>麦みそ</p>	<p>1.7万トン 愛媛県 (26%) 大分県 (17%) 香川県 (14%)</p>	<p>4.3万トン</p>

(注)輸入量は食糧用麦政府輸入量(決算ベース)

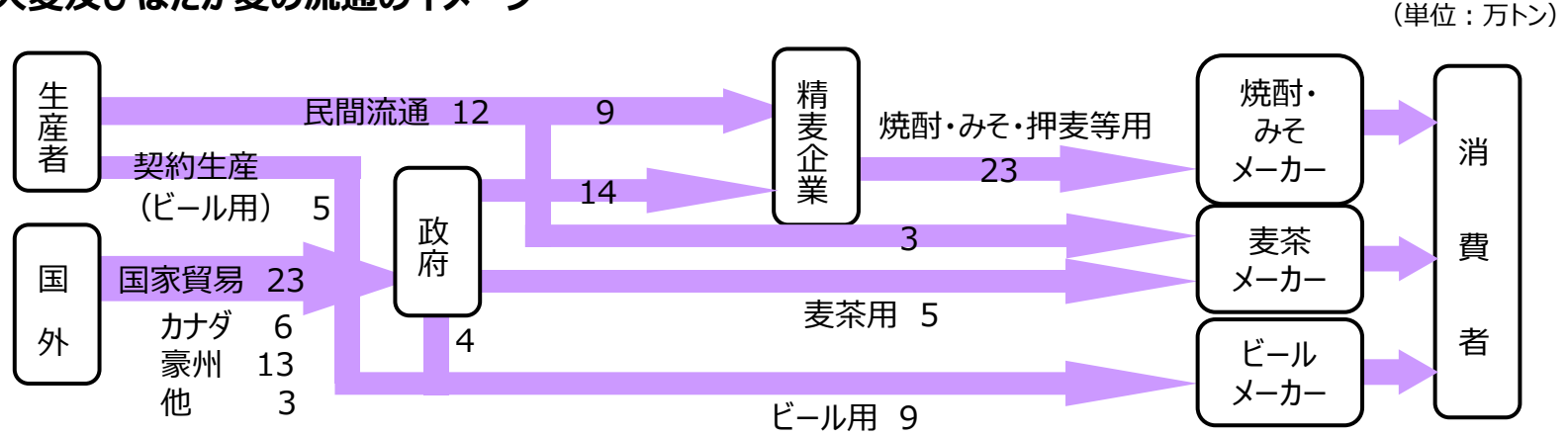
参考2 麦の流通の概要

- 国内需要量の約1割を占める国産小麦は、民間流通により取引されており、残り約9割を占める外国産小麦については、国家貿易により一元的に輸入されている。主に製粉企業が製粉して小麦粉にし、その小麦粉を原料として二次加工メーカーがパン・麺・菓子等を製造している。
- 大麦・はだか麦については、精麦して焼酎、みそ等の発酵用、押麦(麦飯)用等として流通している。

○ 食用小麦の流通のイメージ



○ 食用大麦及びはだか麦の流通のイメージ



(注)流通量は、過去5年(H29～R3年度)の平均数量である。

参考3 食料・農業・農村基本計画における麦の目標及び課題

- 令和2年3月末に新たな「食料・農業・農村基本計画」策定。
- 令和12年度において小麦は108万トン、大麦・はだか麦は23万トンの生産努力目標を設定。

令和12年度における食料消費の見通し及び生産努力目標

品目	食料消費の見通し				生産努力目標 (万トン)		品目別自給率 (%)		克服すべき課題
	1人・1年当たり 消費量 (kg/人・年)		国内消費仕向量 (万トン)		平成 30 年度	令和 12 年度	平成 30 年度	令和 12 年度	
	平成 30 年度	令和 12 年度	平成 30 年度	令和 12 年度					
小麦	32	31	651	579	76	108	12	19	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内産小麦の需要拡大に向けた品質向上と安定供給 ○ 耐病性・加工適性等に優れた新品種の開発導入の推進 ○ 団地化・ブロックローテーションの推進、排水対策の更なる強化やスマート農業の活用による生産性の向上 ○ ほ場条件に合わせて単収向上に取り組むことが可能な環境の整備
大麦・ はだか 麦	0.3	0.3	198	196	17	23	9	12	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内産大麦・はだか麦の需要拡大に向けた品質向上と安定供給 ○ 耐病性・加工適性等に優れた新品種の開発導入の推進 ○ 団地化・ブロックローテーションの推進、排水対策の更なる強化やスマート農業の活用による生産性の向上 ○ ほ場条件に合わせて単収向上に取り組むことが可能な環境の整備